

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 指定外来動植物の取扱いに関する規制（第8条—第12条）

第3章 指定外来動植物の防除等（第13条—第15条）

第4章 雑則（第16条—第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、指定外来動植物の取扱いを規制するとともに、県及び県民等の責務を明らかにすることにより、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保に資することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外来動植物 その本来持つ移動能力を超えて、県内又は県内の特定の地域に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる動植物（その動植物が交雑することにより生じた動植物を含み、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物を除く。）をいう。
- (2) 指定外来動植物 外来動植物であって、県内又は県内の特定の地域の生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものとして第7条の規定により知事が指定したものの個体（卵、種子、器官その他規則で定めるものを含み、生きているものに限る。）をいう。
- (3) 飼養等 飼養、栽培、保管又は運搬をいう。
- (4) 県民等 県民、事業者、旅行者及び滞在者をいう。

（県の責務）

第3条 県は、外来動植物による生態系への影響を常に把握するとともに、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止の必要性について、県民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民等の責務）

第4条 県民等は、前条第1項の県が実施する施策に協力する等指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に寄与するよう努めなければならない。

（市町村への要請及び支援）

第5条 県は、市町村に対し、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する施策を

策定し、及び実施すること並びに第3条第1項の県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(指定外来動植物被害防止基本方針)

第6条 知事は、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止のための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する基本的な考え方

(2) 指定外来動植物の選定に関する基本的な事項

(3) 指定外来動植物の防除に関する基本的な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、外来動植物による生態系に係る被害の防止に必要な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、鹿児島県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(指定外来動植物の指定)

第7条 知事は、外来動植物であつて、県内又は県内の特定の地域の生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものを指定外来動植物として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、当該指定の対象となる外来動植物の種類、次条及び第9条に基づきその取扱いを規制する地域（以下「規制地域」という。）その他の規則で定める事項を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定の案を告示しなければならない。

5 前項の規定による告示があつたときは、利害関係人は、当該告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指定についての意見書を提出することができる。

6 知事は、指定について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

9 知事は、事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第2章 指定外来動植物の取扱いに関する規制

(指定外来動植物の取扱い)

第8条 規制地域内において指定外来動植物の飼養等をする者は、当該指定外来動植物に係る適合飼養等施設（指定外来動植物の性質に応じて知事が定める基準に適合する飼養等のための施設をいう。以下同じ。）に当該指定外来動植物を収容して逸走し、又は逸出しないようにしなければならない。ただし、次章の規定による防除に係る捕獲等その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 規制地域内において指定外来動植物の飼養等をする者は、飼養等に当たっては、指定外来動植物の飼養等の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うことその他知事が定める方法によらなければならない。

(放出等の禁止)

第9条 指定外来動植物は、規制地域内において、当該指定外来動植物に係る適合飼養等施設の外で放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）をしてはならない。

(販売に当たっての説明)

第10条 指定外来動植物の販売を業とする者は、指定外来動植物を購入しようとする者に対し、次に掲げる事項について説明をしなければならない。

- (1) 当該動植物が指定外来動植物であること。
- (2) 第8条に規定する指定外来動植物の取扱いに関すること。
- (3) 前条に規定する放出等の禁止に関すること。

(助言又は指導)

第11条 知事は、指定外来動植物の適切な飼養等のため必要があると認めるときは、指定外来動植物の飼養等をする者又は指定外来動植物の販売を業とする者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告及び公表)

第12条 知事は、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、その行為を中止し、又は相当の期間を定めて、その是正のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して指定外来動植物を適合飼養等施設に収容していない者
- (2) 第8条第1項の規定に違反して指定外来動植物を逸走又は逸出させた者
- (3) 第8条第2項の規定に違反して指定外来動植物の飼養等をしている者
- (4) 第9条の規定に違反して指定外来動植物の放出等をした者
- (5) 第10条の規定に違反して指定外来動植物の販売に当たっての説明を行わなかった者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第3章 指定外来動植物の防除等

(指定外来動植物の防除等)

第13条 県は、指定外来動植物により生態系に係る著しい被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、これを防止するため必要があると認めるときは、国、市町村及び県民等と連携し、当該指定外来動植物の防除その他必要な措置を講ずるものとする。

(土地への立入り等)

第14条 知事は、前条の規定による措置に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、指定外来動植物の捕獲、採取若しくは殺処分（以下この項において「捕獲等」という。）をさせ、又は当該指定外来動植物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による行為をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(損失の補償)

第15条 県は、前条第1項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

第4章 雑則

(外来動植物対策推進員)

第16条 知事は、外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する必要な助言又は指導、啓発活動その他の活動を行わせるため、外来動植物対策推進員を置くことができる。

2 外来動植物対策推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第17条 県は、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力するよう努めるものとする。

(県民等の活動の促進)

第18条 県は、県民等又はその組織する団体がこの条例の趣旨に基づき指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する自発的に行う活動について、必要な助言、指導その他の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。